(3)　職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならないこととした。（第一九条第一項関係）

(4)　給与等の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、機構の業務の実績、職員の職務の特性及び雇用形態並びに専ら調査、研究、分析及び技術の開発（以下「研究開発」という。）に従事する職員のうち世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性その他の事情を考慮して定められなければならないこととした。（第一九条第三項関係）

3　服務

㈠　服務の本旨

(1)　機構の役員及び職員の服務は、感染症その他の疾患に迅速かつ適確に対応するとともに、患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重しつつ、感染症その他の疾患に関する高度かつ専門的な医療、医療に係る国際協力等を行うことができるよう、強い責任感を持って、誠実かつ公正にその職務を遂行し、国民の信頼に応えることを本旨としなければならないこととした。（第二〇条第一項関係）

(2)　機構の役員及び職員は、任命権者に対し、(1)の服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面を提出しなければならないこととした。（第二〇条第二項関係）

㈡　役員及び職員の秘密保持義務

機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならないこととした。（第二一条関係）

㈢　制裁規程

(1)　機構は、制裁規程を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならないこととした。（第二二条第一項関係）

(2)　(1)の制裁規程においては、機構の役員及び職員が、この法律若しくは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）、これらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分若しくは機構が定める業務方法書その他の規則に違反し、又は機構の役員及び職員たるにふさわしくない行為をしたときは、当該役員及び職員に対し、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁を課する旨を定めなければならないこととした。（第二二条第二項関係）

4　業務

㈠　業務の範囲等

(1)　業務の範囲

機構は、1の㈠の目的を達成するため、次に掲げる業務を行うこととした。（第二三条第一項関係）

イ　感染症その他の疾患に係る予防及び医療に関し、研究開発を行うこと。

ロ　イに掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。

ハ　予防及び医療に係る国際協力に関し、研究開発を行うこと。

ニ　感染症その他の疾患に係る予防及び医療並びにこれらに係る国際協力に関し、人材の養成及び資質の向上を図ること。

ホ　感染症その他の疾患に係る病原及び病因の検索並びに予防及び医療に係る科学的知見に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うこと。

ヘ　感染症その他の疾患に係る病原体及び毒素の収集、検査及び保管並びにこれらの実施に必要な技術並びに試薬、試料及び機械器具の開発及び普及を行うこと。

ト　地域保健法第二六条第二項に規定する地方衛生研究所等の職員に対するホ及びヘに掲げる業務に係る研修、技術的支援その他の必要な支援を行うこと。

チ　感染症その他の疾患の予防及び医療に関する生物学的製剤、抗菌性物質及びその製剤、消毒剤、殺虫剤並びに殺そ剤の生物学的検査、試験及び試験的製造並びにこれらの医薬品及び医薬部外品の生物学的検査及び試験に必要な標準品の製造を行うこと。

リ　使用されることがまれである生物学的製剤又はその製造が技術上困難な生物学的製剤の製造を行うこと。

ヌ　食品衛生に関し、細菌学的及び生物学的試験及び検査を行うこと。

ル　イからヌまでの業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。

ヲ　機構及び国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設を設置し、これを運営すること。

ワ　機構の研究開発の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。

カ　感染症法第六五条の四に規定する事務及び感染症法第六五条の五に規定する権限に係る事務を行うこと。

ヨ　イからカまでの業務に附帯する業務を行うこと。

(2)　機構は、(1)に掲げる業務の実施状況を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に報告するものとした。（第二三条第二項関係）

(3)　(1)のワの出資並びに株式又は新株予約権の取得及び保有に関し所要の規定を設けることとした。（第二三条第四項及び第二四条関係）

(4)　機構は、業務方法書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならないこととした。（第二六条第一項関係）

㈡　中期目標等

(1)　中期目標

イ　厚生労働大臣は、六年間において機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならないこととした。（第二七条第一項関係）

ロ　厚生労働大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、健康・医療戦略推進本部及び独立行政法人評価制度委員会の意見を聴かなければならないこととした。（第二七条第三項関係）

ハ　厚生労働大臣は、ロにより中期目標に係る意見を聴こうとするときは、機構の研究開発の事務及び事業に関する事項について、あらかじめ、国家行政組織法第八条の規定に基づき厚生労働省に置かれる合議制の機関で政令で定めるもの（(4)のロ及び(6)のロにおいて「研究開発審議会」という。）の意見を聴かなければならないこととした。（第二七条第四項関係）

(2)　中期計画

機構は、中期目標に基づき、当該中期目標を達成するための計画（(3)及び(5)において「中期計画」という。）を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならないこととした。（第二八条第一項関係）

(3)　年度計画

機構は、毎事業年度の開始前に、中期計画に基づき、その事業年度の業務運営に関する計画（(5)において「年度計画」という。）を定め、これを厚生労働大臣に届け出るとともに、公表しなければならないこととした。（第二九条関係）

(4)　各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等

イ　機構は、毎事業年度の終了後、当該事業年度における業務の実績等について、厚生労働大臣の評価を受けなければならないこととした。（第三〇条第一項及び第二項関係）

ロ　厚生労働大臣は、イの評価を行おうとするときは、あらかじめ、機構の研究開発の事務及び事業に関する事項について、研究開発審議会の意見を聴かなければならないこととした。（第三〇条第六項関係）

ハ　厚生労働大臣は、イの評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対して、その評価の結果を通知するとともに、公表しなければならないこととした。この場合において、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、健康・医療戦略推進本部及び独立行政法人評価制度委員会に対しても、遅滞なく、その評価の結果を通知しなければならないこととした。（第三〇条第七項関係）